

第4章 こども施策の展開

こども施策の展開のページの見方

- 3つの基本施策
「ライフステージを通した施策」
「ライフステージ別の施策」
「子育て当事者への支援に関する施策」

- 14の施策の柱
取組の視点を記載
しています。

I ライフステージを通した施策

1 こども・若者の権利に関する理解促進・普及啓発の推進

施策1-① 人権教育・人権啓発活動の取組

【現状と課題】

- こども家庭庁の調査（こども政策の推進に関する意識調査令和5（2023）年度）によると、「こどもは権利の主体である」と思っている人の割合は、約半数程度にとどまっています。
- こども・若者の権利を保障するためには、こどもは生まれながらに権利の主体であることを広く周知するとともに、こども・若者が自らの権利について学び、社会全体で理解を深めていくことが重要です。
- こども・若者は、多様な人格をもった「個」として尊重され、年齢・発達に応じた様々な方法で自らの意見を表明することができる機会が確保されることが必要です。

【施策の方向性】

- 令和5（2023）年に施行された「こども基本法」の基本理念を踏まえ、こどもの権利擁護など幅広い視点に立った「こどもの権利」に関する条例を整備します。
- また、こども・若者、保護者、教職員、幼児教育・保育関係者、青少年教育関係者、子育て支援関係者等に対し、「こどもの権利」に関する趣旨や内容について理解を促進し、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有していきます。
- こどもや若者が、自らの権利が侵害されたり困難を抱えたりした時に助けを求める方法等を学べるよう、教育・保育・養育等の場において、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

【主な取組】（P101）

	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● こどもの権利に関する条例整備 新規	○	○	○	○	○	○	○	○	○	こども若者政策課
● こどもの権利に関する情報発信・周知・啓発 新規	○	○	○	○	○	○	○	○	○	こども若者政策課
● 人権教育の推進				○	○				○	教育センター
● 人権フェスティバル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	福祉総務課 （人権啓発センター）

- 31の施策
取組の方向性を
記載しています。

施策についての
現状と課題を記載
しています。

現状と課題に対する
施策の方向性を記載
しています。

施策ごとの具体的な取組のなか
から[主なもの]を抜粋して示
しています。

新たに実施する事業や拡充す
る事業には、**新規**・**拡充**を記
載しています。

該当ページには、
資料編として施策
ごとの具体的な取
組一覧と事業概要
を掲載していま
す。